

3 学振第 2 6 4 号
令和 3 年 4 月 19 日

各私立学校設置者 様
各私立学校長 様

愛知県県民文化局長
(公印省略)

「まん延防止等重点措置」の適用を踏まえた私立学校の対応について
(通知)

このたび、令和 3 年 4 月 16 日付けで、本県は 4 月 20 日（火）から 5 月 11 日（火）までの期間、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域とされ、別紙 1 のとおり知事から要請が発出されました。

特に最近急増している変異株陽性者においては、新規陽性者に占める 10 歳未満、10 代及び 20 代の割合が高いことが統計上明らかとなっており、若年者が無症状や軽症のまま活発に行動し、感染を拡げることが懸念されております。

このため、令和 3 年 4 月 19 日付けで愛知県教育委員会事務局長から各教育事務所長・支所長及び各県立学校長あてに、別紙 2 のとおり通知されましたので、これらを参考に、新型コロナウイルス感染症対策の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

担 当 県民生活部学事振興課
私学振興室認可グループ
電 話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 1 8 8
F A X 0 5 2 - 9 7 1 - 9 8 8 9
電子メール shigaku@pref.aichi.lg.jp